

あさぎり駅前施設トライアルサウンディング実施要項

1. 募集の趣旨

あさぎり町（以下、「本町」という。）では、あさぎり駅周辺の整備に向けて、令和5年3月に「あさぎり駅周辺整備基本構想（以下、「本構想」という。）」を策定しました。

本構想では、「歩きたくなるまちなかの形成」、「町財政負担の平準化」を実現するための具体的な取組方針として、官民連携による駅周辺の整備が提案され、民間のノウハウやアイデアを活かして、人吉・球磨エリアの玄関口にふさわしい駅前の再生を目指しています。

今回はその取組みの一環として、あさぎり駅周辺施設の使用を希望する民間事業者等を広く募集し、一定期間無料で施設を使用していただく「トライアルサウンディング」を実施します。

この実施結果を踏まえて、あさぎり駅周辺のポテンシャルや魅力を最大限引き出すことのできる有効な活用方法を検討し、あさぎり駅周辺を居心地がよく、歩いて楽しい空間へと転換することで、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人中心の豊かな生活を実現します。

〈トライアルサウンディングとは〉

公共空間（公園・道路・河川・公共施設等）の暫定利用を希望する民間事業者等から提案を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用後、課題をフィードバックし、公共空間の今後の活用方針に活かしていくため、地方自治体は公共空間に対する市場性やニーズ等を、また、民間事業者等は、使い勝手、採算性、立地条件などを確認することができる社会実験としての取組みです。

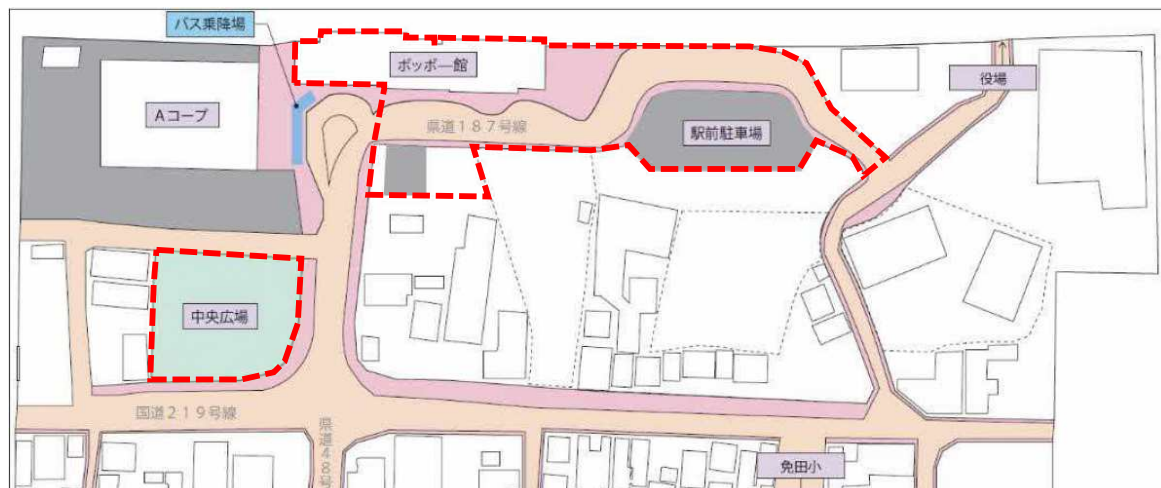
※暫定利用とは、本格使用が決定するまでの間の、一時的な仮の使用を意味します。

※公共施設の有効活用を目的とした調査のため、施設使用料は原則無料（水光熱費は別途協議）とします。

2. 対象施設

(1) 施設位置図

実施場所は、下図点線内に示すあさぎり駅前の中央広場、駅前駐車場、駅前道路（町道免田駅前通り線）及びポッポ一館（1階、2階）とします。各施設の具体的な位置、暫定利用として認める用途、活用できる設備等やその他の留意点については、「【別紙】トライアルサウンディング対象施設一覧」をご覧ください。



図：実施場所（点線内）

(2) 施設概要

ア. ポッポー館 (別紙 No. ①～③)

所在地	あさぎり町免田東 1482 番地 2 他				
延床面積	1,398.60 m ²				
諸室概要	階	室名	面積	天井高	備考
	1	図書 コーナー	34.0 m ²	2.8m	—
	1	多目的 ギャラリー	34.0 m ²	2.8m	・隣接のコワーキングスペースは利用対象外。
	1	駐輪場	151.7 m ²	3.4m	・屋外の屋根付きスペース。 ・駐輪場としての機能は維持しつつ、その一部(最大1/3程度)を利用可。
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 10 時 (準備・片付けを含む)				
利用 不可日	一般利用者が使用している場合は利用できませんので、事前にご相談ください。				
利用可能 設備	電気設備 (エアコン含む)、水道 ※火気厳禁				
駐車 スペース	中央広場又は駅前駐車場 ※中央広場及び駅前駐車場の両方でトライアルサウンディングが行われる場合は、暫定利用者と本町で協議の上、駐車スペースを確保。				

イ. 中央広場 (別紙 No. ④)

所在地	あさぎり町免田東 1493 番 8,9、1494 番 1、1496 番 8,9,10				
敷地面積	約 1,800 m ²				
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 6 時 (準備・片付けを含む)				
利用可能 設備	電気設備 (100V コンセント 1ヶ所) ※火気使用については本町と要協議。				
駐車 スペース	駅前駐車場 ※中央広場及び駅前駐車場の両方でトライアルサウンディングが行われる場合は、暫定利用者と本町で協議の上、駐車スペースを確保。				

ウ. 駅前駐車場・駅前道路 (別紙 No. ⑤～⑧)

所在地	あさぎり町免田東				
敷地面積	約 4,230 m ² (主な内訳: ⑤ポッポー館前歩道: 544 m ² 、⑥町道免田駅前線: 2,056 m ² 、⑦駅前駐車場 A: 360 m ² 、⑧駅前駐車場 B: 1,270 m ²)				
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 6 時 (準備・片付けを含む)				
利用可能 設備	電気設備 (100V コンセント 1ヶ所) ※⑩のみ ※火気使用については本町と要協議。				
駐車 スペース	中央広場 ※中央広場及び駅前駐車場の両方でトライアルサウンディングが行われる場合は、暫定利用者と本町で協議の上、駐車スペースを確保する。				

3. トライアルサウンディングの流れ

(1) 現地調査・事前相談	本町と日程調整の上、随時実施します。
(2) 暫定利用の申請	暫定利用希望者からの申請を随時受け付けます。 ※5. 申請方法 (1) に示す書類を提出してください。
(3) 申請内容の確認 (受付から1週間程度)	申請を受け付け次第、本町で確認します。申請内容に不備がないと判断した暫定利用希望者の中から順番に暫定利用者を確定します。
(4) 使用許可	暫定利用者は行為許可申請書(様式4)を提出ください。提出後、当該申請書を確認の上、本町より認可を出します。
(5) 暫定利用	暫定利用者は許可内容に応じた暫定利用を実施します。
(6) モニタリング・ヒアリング 実績報告書の提出	暫定利用期間満了後、ヒアリングの場を設けます。その際に、暫定利用者は実績報告書(様式5)を本町に提出してください。

4. スケジュール

項目	実施日
実施要項の公表	令和6年4月1日(月)
暫定利用者の募集期間	令和6年4月1日(月)～令和6年9月13日(金)
暫定利用の実施	令和6年4月1日(月)～令和6年9月30日(月) ※利用期間は最大2週間とし、暫定利用者はその期間内で利用したい日にちを提案してください。 ※準備・片付けを含めた日数を申請してください。
モニタリング・ヒアリング	暫定利用中及び満了後

5. 申請方法

(1) 申請時の提出書類

- ア. 参加希望申請書(様式1)
- イ. 誓約書(様式2)
- ウ. 事業概要書(様式3)

(2) 暫定利用決定後の提出書類

- ア. 行為許可申請書(様式4)

(3) 提出先

あさぎり町役場商工観光課

〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1482番地2(ポッポ一館)

※提出方法は持参又は郵送とします。

※持参の場合、受付時間は開庁日の午前9時～午後5時とします。

※郵送の場合、募集期間内必着にて送付ください。

(4) 現地調査・事前相談

現地調査又は事前相談を希望する場合は、事前にあさぎり町役場商工観光課へ連絡をしてください。受付時間は、開庁日の午前9時～午後5時とします。

6. 申請者の参加要件等

(1) 申請時の条件

- ア. 申請者は暫定利用した場合に、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体のいずれかの者とします。
- イ. 申請者は単独又はグループ（複数の企業・団体の共同体）とし、グループで申請する場合には、全ての構成員とその役割を明確にしてください。

(2) 申請者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアルサウンディングに参加することができません。

- ア. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
- イ. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- ウ. あさぎり町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、または同条第2号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員等」という。）。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- エ. 法人税・消費税、地方消費税又は町税を滞納している者。
- オ. 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。
- カ. あさぎり町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けている者。

(3) 申請に関する留意事項

ア. 費用負担

申請に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ. 提出書類の取り扱い及び特許等

(ア) 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却しないこととします。

(イ) 申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定利用の審査等、本制度の運用に必要な目的以外で申請者に無断で使用することはありません。

(ウ) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ. 法令の遵守

申請者は、申請するに当たり、事前に自らの責任において 関係法令等を確認し、定利用時における法令適合のリスクを負うこととします。

7. 暫定利用の要件等

(1) 暫定利用の内容

暫定利用の内容は次のいずれも満たすものとしてください。

- ア. 原則として、本町の財政負担を求めない内容であること。
- イ. 利用者の利便性、サービスの向上が見込まれる内容である。
- ウ. 確実に実施できる内容であること。
- エ. 駅利用者を始めとする他の利用者の対象地利用を著しく妨げない内容であること。
- オ. 事業売上等による収益がある内容であること。

(2) 対象外とする暫定利用

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ア. 政治的又は宗教的活動な活動
- イ. 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- ウ. 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- エ. 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- オ. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- カ. 今後の施設利用に支障を来す恐れのある活動
- キ. その他、本構想の実現に向けた取り組みとして関連性が低いと本町が判断する活動

(3) 暫定利用期間

暫定利用期間は、最大2週間程度とし、暫定利用者はその期間内で利用したい日にちを提案するものとします。ただし、提案事業の内容によっては、暫定利用期間は延伸又は短縮できるものとします。

※準備・片付けを含めた日数を申請してください。

(4) 使用料等

暫定利用に係る使用料は原則免除とします。ただし、暫定利用に伴い発生した水光熱費については、提案内容に基づき本町と協議の上、決定します。

(5) 留意事項

- ア. 暫定利用に当たって必要となる一切の費用は、全て暫定利用者が負うものとし、暫定利用者が責任をもって事業を遂行することとします。
- イ. 暫定利用に伴い発生するリスクは暫定利用者が負うものとし、暫定利用者が責任をもって事業を遂行することとします。
- ウ. 本町のホームページ等において、暫定利用の概要を公表させていただきます。
- エ. 各種イベントが重なった場合や他の暫定利用との兼ね合いによって、日時の変更をお願いする場合があります。
- オ. 暫定利用期間中は、交付された行為許可書を携行してください。
- カ. 申請した利用内容に反するなど、トライアルサウンディングの目的から逸脱し、本町からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただきます。

8. 実績報告等

暫定利用期間満了後、暫定利用者は本町に実績報告書（様式5）を提出するとともに、本町がヒアリングを求めた場合はこれに応じるものとします。

9. 問合せ先

あさぎり町役場商工観光課

メールアドレス：kspt@town.asagiri.lg.jp

y-iwamoto@town.asagiri.lg.jp

※両方のメールアドレスにお送りください。

電話番号：0966-45-7220